様式第６号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 井戸水等量水器貸与決定通知書第　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　年　　月　　日付けで申請のありました井戸水等量水器の貸与について、次のとおり決定しましたので、出雲市漁業集落排水施設使用料条例施行規程第４条第２項の規定により通知します。 |
|  | 決定区分 | □貸与します　　□貸与しません |  |
| （理由） |
| 使用者氏名 |  |
| 使用場所 |  |
| 井戸水等の種類 | □井戸水　　□山水　　□その他（　　　　　　） |
| 使用水区分 | □水道水・井戸水等併用　　□井戸水等のみ |
| 期間 | 年　　月　　日から |
| 量水器 | 　口径　　mm　番号 |
| 備考 |  |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日か　　ら起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |